

一般用医薬品販売制度に関する意見書の提出について

一般用医薬品販売制度に関する意見書を次のとおり提出する。

平成25年5月28日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか62名  
自民党市議団, 日本共産党市会議員団,  
民主・都みらい, 公明党市議団,  
無所属(議)

平成 年 月 日

衆議院議長, 参議院議長, 内閣総理大臣,  
総務大臣, 厚生労働大臣 宛て

京都市会議長 名

一般用医薬品販売制度に関する意見書

今、国においては、薬事法における一般用医薬品のインターネット等による販売規制について、新たなルール作りの審議が行われている。

しかし、医薬品は、疾病の治療等に用いられる一方、本質的に人の身体にとって異物であり、不適正な使用や副作用等による健康被害の可能性が常に存在している。

平成19年度から平成23年度までの5年間で、一般用医薬品によるものと疑われる副作用1,220症例(毎年250症例前後)が厚生労働省に報告されている。平成20年頃には、一般用医薬品である入浴剤から猛毒の硫化水素を発生させて自殺する事件が全国各地で起きている。

また、偽造医薬品や未承認医薬品のほとんどはインターネット販売であり、インターネットの広がりにより問題が大きくなっている。

さらには、インターネット販売サイトは、匿名性が高く、責任の所在が不明確であること等から、これを解禁している諸外国では、偽造医薬品の横行と健康被害が大きな問題となっていることが伝えられている。

このような状況にある中、薬剤師等の医薬品の専門家が、医薬品の使用者の健康状態等を把握したうえで、医薬品の選択についてアドバイスし、その購入者の状況に応じて、必要かつ適正な情報を提供することにより、適正かつ安全な使用が可能であり、また、使用後に何らかの副作用等の身体的事象等が発現した場合に備えて、薬剤師等の指導により、速やかな対応ができる体制を整えることが必要である。

以上から、医薬品の販売には、適切な選択、適正・安全な使用、的確な情報の提供、副作用発生時の迅速な対応等、いつでも相談可能な薬剤師等の専門家が購入者の身近に存在し、購入者と円滑な意思疎通が可能な対面販売が不可欠である。

よって国におかれては、一般用医薬品の販売については、対面販売を原則とし、薬事法の改正など必要な規制や措置を講じるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。